

日・中・シンガポールの職業会計人育成制度の比較研究

著者	河内山 潔, 肖 威, 浮田 泉
雑誌名	研究紀要
号	18
ページ	83-94
発行年	2017-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1084/00000485/

(研究ノート)

日・中・シンガポールの職業会計人育成制度の比較研究

The Comparative Study of the Profession Accountant Training Program in Japan, China and Singapore

河内山 潔* 肖 威* 浮田 泉*
Kiyoshi KOUCHIYAMA Wei XIAO Izumi UKITA

Abstract

This paper aims to compare the status of the development of the education program of the accounting profession in Japan, China and Singapore. And this study is to compare the educational program for the qualification of Certified Public Accountants.

International Education Standards (IES) has been published by worldwide organization of accounting profession IFAC, and every countries should follow the rule of IES, especially when education programs are set in non-European countries. When the international education standards (IES) published by the International Federation of Accountants (IFAC) is considered to be standard, the current state education programs in three countries are examined.

Among three countries, Singapore's education program contain almost the same content and quality of IES. On the other hand, education programs of Japan and China have differences in the following three points; (1) required skills are not show clearly, (2) required program to participate and (3) the period of work experience is short one year (3 years vs 2 years).

キーワード：公認会計士 教育制度 国際教育基準 (IES)

I. 序論

複雑かつ多様な企業環境において、会計の役割に対する期待は高まっており、会計情報の信頼性を担保するために、高度な知識とスキルを備えた会計人材の育成が求められている。また近年、職業会計専門家団体は、合併や資格の相互承認等によって会計プロフェッションの国際化を図ろうとしている。そこで、アジアの主要3ヶ国（日本・中国・シンガポール）に焦点を当て、会計

* 関西国際大学人間科学部

士制度や会計士育成のための教育プログラムについて比較研究を行う。

中国では、1993年の会社法が施行されるまで、実質上企業会計処理規則はすべて税収政策に從属していた。また、ほとんどの企業が国有・国営企業であったため、国に任命された経営者、管理者達を評価する重要な基準である納税額が最も重要視された。会社法の確立とともに、「企業基本会計準則」や「企業財務通則」及び「注冊会計師法」など一連の会計法律・法規が公布され、会計と税務を区別するようになり、高度な会計の知識を持つ人材に対する需要が高まった。一方、対中進出している外国企業や上場企業の増加も、企業会計に精通する注冊会計師の需要増に拍車をかけた。

アジアにおけるシンガポールの位置づけは、主要な証券取引所の株式時価総額から見ると、東京、上海、香港、インド、韓国に次ぐ順位である。また、上場企業数でもインドや韓国、台湾に及ばない。しかしながら、2000年以降の国内の年間平均成長率が6%あり、会計関連サービスの輸出も増加している。また、このような状況を背景として、2020年に向けてアジア・太平洋地域の金融のハブになるという目標を掲げて具体的な取り組みに着手し、国際会計士連盟（IFAC）の国際教育基準（IES）をいち早く取り入れた新しい会計士資格を創設している。

IESが想定しているのは、大学生や高校生の段階から職業会計団体に所属して会計教育プログラムに参加し、その後、実務経験を経て職業的専門家となっていく教育課程であり、日本やアメリカなどの試験・資格制度とは異なっている。そしてIESには、日本を始め欧州地域以外の職業会計士団体が、自国の会計教育プログラムを検討する場合に、参考にするべき重要な項目が多く取り入れられているとされる。

そこで、本稿では日本、中国およびシンガポールにおける会計プロフェッション教育プログラムの整備の状況を比較研究することとする。会計プロフェッションとしては、いわゆる公認会計士（中国では注冊会計師、シンガポールでは勅許会計士）を想定しており、その資格取得のための教育プログラムを対象とし、特に資格取得前教育について比較検討を行う。そして、IFACが公表しているIESを標準パターンとした場合の、各国における現状の教育プログラムとの差異に着目したいと思う。

II. 日本

1. 基本データ

1.1. 上場企業数

日本取引所グループの各証券取引所に上場している会社数は、HPから2015年末日時時点で、第一部が1,934社、第二部が543社、その他市場が1,025社、外国会社が9社であり、合計は3,511社である。

1.2. 登録会計士数

日本公認会計士協会のHPによると、2016年8月末現在の登録会員数は公認会計士が28,799名、外国公認会計士が3名、監査法人が215法人、準会員が6,454名であり、合計は35,471名である。

また、2015年度の試験合格者状況は図表1の通りである。

図表 1 2015年度の公認会計士試験合格者数

	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率	
				(C) / (A)	(C) / (B)
2015年	10,180	3,086	1,051	10.3%	34.1%

出典：金融庁 HP、「平成27年公認会計士試験合格者調」より、一部抜粋。

2. 日本における公認会計士制度を規制する法的背景と試験制度

2.1. 公認会計士法

日本の公認会計士は、1948年に制定された公認会計士法によって創設され、有資格化がなされた。これに先立って初めて有資格化が行われたのは、1927年制定の計理士法である。第二次大戦での敗戦を契機に日本独自の計理士制度を廃止し、戦後、新たに英米型の会計プロフェッションとして公認会計士制度が導入されたと考えられる。2003年には、従来の規定を全面的に見直す公認会計士法の改正が行われ、その規定が現在の制度の法的な背景となっている。

2.2. 試験制度

現在の公認会計士試験は、2003年の公認会計士法の改正を経て、2006年から実施されている。この試験には受験資格要件がなく、必要な学識及び能力等を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（マークシート方式）及び論文式による筆記の方法により行われている。

試験科目は、年2回（5月と12月）実施される短答式試験においては、財務会計論、管理会計論、監査論及び企業法の4科目である。短答式試験に合格した者及び免除された者が受験する年1回（8月）実施される論文式試験は、会计学、監査論、企業法、租税法及び選択科目の5科目である。選択科目は、経営学、経済学、民法、統計学のうち、受験者が予め選択することになる。

試験合格後、実務補習が行われる。実務補習の修了により（修了考査）、公認会計士名簿に登録され、公認会計士としての資格を取得し、業務を行うことができる。修了考査は、会計、監査、税、経営の4分野に関する理論及び実務と公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理の5つの科目による、2日間、延べ12時間に及ぶ試験である。

3. 公認会計士育成プログラム

3.1. 資格取得前教育

日本における資格取得前教育は、受験予備校などでの資格取得のための受験勉強の意味合いが強かったが、2003年公認会計士法改正を切欠に設置された会計専門職大学院では、受験準備教育のみならず、職業倫理教育を含む資格取得前教育の充実が図られることになった。

3.2. 資格試験

公認会計士試験では、会計、監査以外にも企業法や租税法、経営学、経済学、民法、統計学なども筆記試験に含まれており、これは司法試験や税理士試験などと比べても、幅広い知識を問うものとなっている。公認会計士の業務が、会社経営全般やコンプライアンスにまで踏み込んだ高度で複雑な判断を要するが故に、知識の多様性を前提とした深い専門性を備えることを求めるためである。

会計専門職大学院の修了と一定の受講要件により、短答式試験4科目のうち、企業法を除く3科目が免除されることになる。

3.3. 実務補習・実務経験

公認会計士試験に合格した者の資格登録要件は、実務補習の修了と実務経験2年以上とされる。実務経験のうち業務補助は、2年以上、1年につき2社以上の法人の監査証明業務を対象として行わなければならない。実務従事については、2年以上の実務経験が求められ、事業会社等の常勤労働者が想定されている。

そして、実務経験の期間は試験合格の前後を問わない、実務補習と実務経験の順番は問わない、実務補習と実務経験の期間重複は可、実務補習と実務経験は通算して2年以上とする、などと公認会計士法に規定されている。

こうした業務補助等を経て修了考査に合格することで、公認会計士名簿に登録され、業務に従事できるようになる。

3.4. 資格取得後教育

公認会計士には、資格取得後も継続的専門研修（CPE）が義務付けられている。日本では、日本公認会計士協会の自主規制として始まり、公認会計士法及び監査基準の規定という公的規制の二重構造となっている。

日本公認会計士協会の会員である公認会計士は、集合研修、自己学習、著作等執筆および研修会等講師の何れかの方法により、必要な単位数を履修し、申告しなければならないとされる。そして、義務の不履行者に対して相当の措置（懲戒を含む）が取られることになっている。

III. 中国

1. 基本データ

1.1. 中国の上場企業数

上海証券取引所と深圳証券取引所のHPによると、2015年12月末に両証券取引所に上場している企業数は2,827社となっている。

1.2. 注册会计师（公認会計士）数

中国の Certified Public Accountant（CPA と略称する）は注册会计师証書を取得し、かつ会計士事務所業務に従事している人を指している。2015年12月31日付、全国に会計士事務所が8,374社、注册会计师は101,376名、非従事者会員113,715名（外国及び香港・マカオ・台湾地域の537名を含む）である。2010年12月末には、会計士事務所が7,785社、注册会计师が96,498名在籍という状況から見ると、5年間のうち、注册会计师が4,878名増え、増加率は約5%に対して、会計士事務所が589社の純増で、増加率は7.6%と高いことがわかる。

2. 中国における注册会计师制度を規定する法律及び試験制度

2.1. 注册会计师及び注册会计师法

中国史上はじめての注册会计师法は、1918年に北洋政府農商部が公布した「會計師暫定章程（會計士臨時規定）」である。その後の1927年南京国民政府が公布した「會計師注册章程（會計士登録規定）」と、国民政府が公布した「會計師条例（1930年）」及び「會計師法（1945年）」は、日本やアメリカから帰国した留学生達が西欧の會計士監査制度の影響を受けて作った近代中国會計師制度の雛形といえる（李, p70）。その後の約半世紀は中国国内の政治的紛争や経済の停滞とともに、會計師及び會計師法は空白期にあった。

中国の注册会计师制度が再び始まったのは1980年代である。1986年7月に国务院は中華人民共和国注册会计师条例を公布し、1988年には中国注册会计师協会が設立された。当時、対外開放政策により、対中進出が活発になった外資系企業に対して注册会计师による監査が必要となった。また、1990年に中国国内証券市場の開設とともに、上場企業にも注册会计师による監査が適用され、経済活動における注册会计师の活動範囲がますます広がり、注册会计师のニーズが急増した。そうした背景の中で、1991年に注册会计师全国统一資格試験が始まり、さらにその2年後の1993年には、中国の注册会计师法が「会社法」とともに公表された。現行の注册会计师法は2014年の改正を経たものである。

2.2. 試験制度

現在の注册会计师試験は、改正後の注册会计师法に準拠して行われている。この試験には、高校卒業以上の学歴、あるいは会計や会計関連の中級レベル以上の資格を持つ国民が参加することができる。会計や会計関連の上級資格の所持者は部分的に試験科目が免除される。

注册会计师の資格試験に合格し、2年以上の監査実務の経験者は、地方（省、自治区、直轄市）の注册会计师協会にライセンスを申請することができる。

試験は専門と総合の2段階に分けている。

(1) 専門段階試験

専門段階試験は、受験者が注册会计师として必須の専門知識や職業能力及び職業道德規範を有するかを判定するための試験である。知識理解力、基本応用力、総合運用力（問題解決力）という3レベルの能力を受験者に求める。試験は会計学、監査論、財務管理・原価管理、企業戦略とリスクマネジメント、経済法、税法の6科目であり、それぞれの科目に5点の英語による加点問題が付加され、英語での解答を奨励するものである。

各科目には、選択問題、記述・計算問題、総合分析（論述）問題の3つのタイプがある。

この段階においては、全科目もしくは一部の科目の選択受験ができる。

(2) 総合段階試験

総合段階試験は、受験者が職業環境において、専門知識を応用し、職業価値観を守り、職業道德を遵守し、効果的に実務問題を解決する能力を有するかを判定するための試験である。実務課題に対して分析、判断、総合、評価、その結果を書類にて明記し、本人の見解を効果的に示すか、対策を提案することを受験者に求める。

この段階の試験に関して、受験者が職業トレーニングや実習、就業などを通して実務経験を蓄積することが推奨されている。

総合試験科目のいずれも総合事例分析の課題である。試験1は審査業務に重点をおき、会計、監査及び税法などの専門領域に関連するものであり、試験2は経営のアドバイスや業務分析を中心に、財務管理・原価管理、企業戦略とリスクマネジメント及び経済法などの専門分野に関連するものである。試験1にも5点の英語による加点問題が付加され、英語による解答を奨励する。

各科目の試験時間及び配点は図表2の通りである。

(3) 試験方式と時期、場所

2015年まで、1967年12月31日以前生まれの受験者は、特定受験者としてWEB試験と並行して行われた筆記試験で受験できたが、2016年よりすべてWEB試験に移行している。

総合段階の試験会場は直轄市と省庁所在地に設けられ、専門段階は各省、自治区、直轄市が決

図表 2 中国注册会计师統一試験科目・試験時間及び配点

試験類別	試験科目	試験時間	満点
専門段階	会計学	3 時間	100 (+ 5)
	監査論	2.5時間	100 (+ 5)
	財務原価管理	2.5時間	100 (+ 5)
	企業戦略とリスクマネジメント	2 時間	100 (+ 5)
	経済法	2 時間	100 (+ 5)
	税法	2 時間	100 (+ 5)
総合段階	試験 1	3.5時間	50 (+ 5)
	試験 2	3.5時間	50

出典：「注册会计师全国统一考试大纲（2016）」中国注册会计师协会 HP (<http://www.cicpa.org.cn/news/201603/W020160316409938955731.pdf>) により、筆者が作成。

める会場で試験が行われている。

職業能力総合テストは 8 月に実施され、専門段階の試験は 10 月に 2 日間にわたって実施する。すべての科目の合格ラインは 60 点である。専門段階の科目ごとの成績は 5 年間有効である。

3. 注册会计师の育成機関とカリキュラム

3.1. 注册会计师専門コース

新しい会社法及び注册会计师法が施行された翌年の 1994 年から、会計事務所の注册会计师人材に対する需要が急増し、大学のカリキュラムはそれに応え、中級財務会計、原価管理会計、財務管理論、監査論、経営コンサルタント、高級会計などの科目を開設するようになった。また、同年に中国人民大学、廈門大学、上海财经大学、中南财经政法大学、東北财经大学、天津财经大学、西南财经大学の 7 校が初めて中国注册会计师協会により注册会计师専門コース実験校として認定され、1995 年に更に中央财经大学、北京工商大学、首都经贸大学、遼寧大学、吉林大学、西安交通大学、復旦大学、中山大学、暨南大学、武漢大学、湖南大学、江西财经大学、安徽财经大学等を含めた 16 校が追加認定された。現在、清華大学や長春税務学院を含め、全国に 23 大学（1 校不明）の注册会计师専門コースが公認されている。

3.2. 大学での会計教育カリキュラム

上記大学の注册会计师専門コース（学部）においては、下記の必修科目が開講されている。

会计学 中級財務会計 高級財務会計 監査学概論 監査実務 原価会計 管理会計 コンピュータ会計

3.3. 試験免除について

会計あるいは会計関連の高級専門職の人は、専門分野の一科目の試験免除を申請することができる。また、中国注册会计师全国统一試験に参加し、かつ全科目合格した場合、香港の会计师公会、アメリカの IMA、イギリスの ICAEW との協議に基づき、相手国（地域）の同資格試験の部分的な科目を相互免除することになっている。

3.4. 中国注册会计师继续教育制度

1996 年、中国注册会计师協会により初めての「注册会计师继续教育研修制度（試行）」が施行された後、他国や国際会計士連盟などの多くの国際業界組織の関連規定を参考にして、2007 年に新

たな「継続教育制度」を公表した。

制度では、注册会计师が継続的に教育を受ける権利と義務、継続教育の方法と取得単位の基準、継続教育の組織、単位の確認と考課について規定している。

IV. シンガポール

1. 基本データ

1.1. 上場企業数

国際取引所連合のデータによると、2015年にシンガポール証券取引所（SGX）に上場している企業数は769社である。このうち内国企業は483社、外国企業は286社である。年々、減少傾向にはあるが、外国企業が全体の40%近くを占めていることがシンガポールの特徴である。

1.2. 登録会計士数

シンガポールの登録会計士数は、図表3のとおりである。シンガポールでは2013年に会計士制度が刷新されたが、本格的な運用は2014年からである。2018年までは移行期間として旧制度による資格取得者も含まれることになる。勅許会計士の資格だけでは監査報告書に署名することができず、さらに監査人（Public Accountant）の資格が必要とされるが、有資格者は勅許会計士の3%にすぎない。

図表3 シンガポール勅許会計士協会の会員数（2013年12月31日現在）

勅許会計士（CA）	監査人（Public Accountant）
約28,000	979（内数）

出典：渡場2014-1より、筆者が作成

2. シンガポールにおける勅許会計士資格制度構築の背景と資格制度

2.1. シンガポール会計委員会法

2010年から検討が始められた新しい資格制度は、2012年にその内容が確定した。新しい資格制度を実施するために、2013年にシンガポール会計委員会法（The SAC Act）を成立させ、この法律のもとで、シンガポール会計委員会（SAC：Singapore Accounting Commission）が設立され、新資格の監督機関となった。新資格の認定等はSACが指定する機関、すなわちシンガポール勅許会計士協会によって行われる。

2.2. 資格制度構築の背景

シンガポールは2020年までに金融及びビジネスハブとしての地位を強化するため、国家ビジョンとして「Highly Skilled People, Innovative Economy, Distinctive Global City」を掲げている。その中でも中心となるのが、世界的に認められる会計人材を育成・輩出するための新しい勅許会計士資格制度の構築である。有能な人材を多く輩出することで、アジア・太平洋地域における会計の中心地としての認知度を高めることを目指している。その背景には、2000年以降のASEAN諸国の経済成長に伴い、会計人材の需要が高まり、シンガポールから会計関連サービスの輸出が増加していることもある。

2008年に設置された会計セクター開発委員会は、「世界的に通用するシンガポール・ブランドの職業会計専門家資格の創設」という具体的な取組みを提案し、職業会計専門家、ビジネス・金融

関係者、学術関係者及び政府関係者で構成される暫定委員会によって、資格のあり方や教育の内容等について検討された。その結果、勅許公認会計士職業会計専門家資格プログラム（Singapore QP）が構築され、2014年から本格的に提供が開始されている。なお新制度では、資格名称が従来の公認会計士（CPA）から勅許会計士（CA）に変更されている。

3. 勅許公認会計士職業会計専門家資格プログラム（Singapore QP）

3.1. 枠組み

従来の制度では、会計学を履修した大卒者、または会計関連の資格保持者は3年間の実務経験を積んだ後、旧シンガポール公認会計士協会が提供する5日間の集中研修と試験を受けて、公認会計士（CPA）の資格を与えられた。実務経験重視で資格取得は易しいが、勤務条件は厳しく、3年程度で一般企業の財務、経理部門に転職する者も多かった。世界的に認知され、国際的に通用するシンガポール・ブランドの職業会計士資格とするため、次の内容をその枠組みとする。

- (1) オーストラリア、香港、ニュージーランド及び英国の職業会計専門家団体の提供する資格と同等レベルの資格であること
- (2) 国際会計士連盟（IFAC）の会計教育基準審議会が作成する国際教育基準（IES）に沿った教育プログラム内容であること
- (3) 国際的に通用する資格であるために、実務経験等の一定の要件を満たした者に対して、他国団体の資格も取得できること（相互承認協定は従来から存在している。）

3.2. 学歴要件

学歴要件として、シンガポール国内の認定大学における学士・修士号の取得が求められる。認定大学には南洋理工大學、シンガポール国立大学、シンガポール経営大学、シンガポールSIM大学が指定され、会計学士、経営修士といった学位の取得が要求されている。

認定大学以外の大学、または会計・ビジネス分野以外の分野で学士号を取得している者に対しては、「基本教育」（約6ヶ月）を受講し、試験に合格すれば学歴要件を満たしたものと認定される。プログラムの提供及び試験の実施は、認定学習機関として認められた機関に委託されている。基本教育科目には、財務会計及び財務報告、管理会計、財務管理、監査および保証、シンガポール法、シンガポール税務が含まれる。

3.3. 専門教育プログラム

専門教育プログラムは、原則として実務経験の期間中の約18ヶ月にわたり、各専門分野におけるさらなる能力開発を目的として実施される。それぞれの科目において定められている学習成果の達成状況について評価を受け、合否が判定される。科目区分は、専門科目受講前に受講する基礎科目と基礎科目終了後実務経験を開始した後に受講する専門科目、さらに上位の上級科目に分

図表4 専門教育プログラムの科目

基礎科目	倫理及びプロフェッショナリズム
専門科目	① 保証 ② ビジネス価値、ガバナンス及びリスク ③ 財務報告 ④ 税務
上級科目	総合ビジネス・ソリューション

出典：シンガポール QP の HP より、筆者が作成

けられる。

3.4. 実務経験

実務経験は、会計事務所や企業等で SAC の認定を受けた認定研修機関（Accredited Training Organization）において、認定指導者のもとで最低 3 年行う。実務経験期間中に修得が必要な能力として、一般的能力分野と専門的能力分野があり、6 ヶ月ごとに認定指導者の評価を受け、承認を得なければならない。

3.5. 監査人（Public Accountant）としての資格

監査報告書に署名することのできる監査人となるためには、勅許会計士の資格を有し、シンガポール勅許会計士協会会員であることに加えて次の要件を満たす必要がある。年齢が21歳以上であり、指定されたシンガポール国内の大学における卒業試験に合格しているか、又は、指定された職業会計専門家団体の実施する最終試験等に合格していなければならない。さらに、最低3年以上の実務経験も必要である。シンガポール国内での2年間の実務経験がない場合には、会社法及び税務2科目に関する試験への合格が必要とされる。

監査人は毎年12月に資格の更新が必要で、年間40単位の継続的専門研修の受講義務がある。

IV 国際会計士協会の国際教育基準

1. IES と日本のプログラムの比較

国際会計士連盟（IFAC）の国際教育基準（IES）では、IES1の「職業会計教育プログラムへの参加要件」から始まり、IES7の「継続専門能力開発」、IES8「財務諸表監査に責任を有する業務担当パートナーの職業的能力」まで、一貫した教育プロセスを想定している。

IES が想定しているのは、主に欧州地域における会計教育であり、日本やアメリカの資格試験制度を前提とした教育プログラムとは異なっている。それでも職業会計士の世界的な団体である IFAC が公表している IES には、日本を始め欧州地域以外の職業会計士団体が、自国の会計教育プログラムを検討する場合に、参考にするべき重要な項目が多く取り入れられていることも、また事実である。

図表5では、IES と日本・中国・シンガポールの会計教育プログラムのうち、資格取得前の内容についての差異を明らかにしている。

図表5 資格取得前教育についての IES と日本・中国・シンガポールの比較

IES プログラムの比較事項	日本	中国	シンガポール
資格取得につながる教育プログラムへの参加要件	×	×	○
教育プログラムにおける教育科目等	○	○	○
資格取得前の専門教育機関	○	○	○
修得すべきスキル	×	△	○
価値観、倫理、心構え	○	○	○
資格取得の要件	△	○	○
実務経験の監督	○	×	○

出典：那須・松本・町田（2015）p.100をもとに筆者が作成

IESが一貫した教育プログラムに対して、日本や中国のプログラムは、IESの規定とは異なる事項も散見される。それに対してシンガポールのプログラムは、IESとほぼ同様の内容と同等の品質が規定されている。以下、各国ごとにIESとの比較検討を行う。

2. 各国とIESの比較

2.1. 日本の教育プログラムとの比較

日本のプログラムについて、IESと比較した場合に問題であると考えられる点を考察すると、以下の項目があげられる。

まず資格取得前教育において、①教育プログラムへの参加要件が設定されていないこと、②習得すべきスキルについての明文規定がないこと、③実務経験の期間が1年短いこと、そして④資格取得前から資格取得後までの一貫したプログラムが設定されていないことがある。また、資格取得後教育においては、継続専門研修(CPE)と継続的専門能力開発(CPD)という用語の違いが端的に示すように、その質や内容が大きく異なっていることが問題である。

2.2. 中国の注册会计师教育システムとの比較

資格取得前教育において、中国は日本と近似しており、教育プログラムへの参加要件の設定も、習得すべきスキルについての明文規定がない。また、資格取得後教育においても、継続教育制度(CPE)と継続的専門能力開発(CPD)という用語の違いがある。但し、日本では会計系大学院を大学の公認会計士育成機関としているのに対して、中国は注册会计师協会により注册会计师専門コース設置大学(23校)が指定されている。これはIESに一步近い取組みとも考えられる。

IESでは、実務経験が豊かな公認会計士の指導の下で行われるべきなど明確に示しているのに対して、中国では明確な規定がない。

2.3. シンガポールの教育プログラムとの比較

勅許公認会計士職業会計専門家資格プログラム(Singapore QP)は、国際的に通用する質の高い会計士を育成するために、IESを取り入れて創設されたものであるため、IESで示されている要件を満たしている。日本や中国との相違点は、Singapore QPは資格試験プログラムではなく、資格付与制度であるという点である。18ヶ月に渡る専門教育プログラムでは、基礎科目から専門科目、上級科目へと体系的な学びが義務付けられており、それぞれの科目における学習成果に対して合否の評価を受ける。また学歴要件として、原則としてシンガポール国内の認定大学における学位取得が定められており、実務経験も認定研修機関において指導を受けなければならないなど、質保証に関しては厳格に規定されている。

3. 検討結果

3ヶ国の教育プログラムとも、多くの項目がIESとすでに同様の内容であると思われる。特にシンガポールにおいては、積極的にIESへのコミットが図られ、プログラムの量と質の両面で同等であると評価される。従来、大学を卒業していれば比較的容易に資格を取得することができたが、Singapore QPに基づく勅許会計士制度は幅広い知識と能力の修得が必要とされ、資格取得の難易度は高くなった。しかしこの新制度によって、より高レベルで国際的に活躍できる会計人材の養成が可能になったといえる。なお、Singapore QPの本格的な運用は2014年から始まったところで、現在は旧資格からの移行措置の段階である。

中国では、近年IESへのコミットを強化し、IESを自国の会計教育改善方向の参考にしている。注册会计师協会より、定期的に協定を結んでいる先進国や地域に前述した指定大学より選抜され

た優秀な学生を派遣し、国際的な視野を持つ人材の育成を図り、また2008年より4年以上の実務経験を持つ注册会计师から優秀な人材を抜擢し、業界リーダーとしてさらに育成する取り組みをしている。

そして日本のプログラムでは、2003年に公認会計士法が改正されたが、その時点ではIESに関する議論はなされることなく制度が改正され、その後もその内容が維持されているのが現状である。しかし、2009年以降の試験合格者未就職問題など公認会計士制度に関連する問題は、受験者数の激減や会計専門職大学院の募集停止などさらに深刻化している。また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）などアジアや環太平洋地域との国際的な経済協定が推進されるなど、ますます国際的に会計プロフェッションの活躍が期待されるようになってきている。こうした背景において、会計プロフェッションの教育プログラムが、国際的に相互承認可能なものへと改善されることの意義は大きいと思われる。

V 結論

各国の公認会計士制度では、それぞれの国の事情に応じて多様なプログラムが展開されていた。会計基準が多様である現状では、監査の品質を担保できるのは、会計プロフェッションとしての能力によるところが大きいと思われる。専門家としての能力開発プログラム、すなわち高度に標準化された品質と内容が伴った会計教育プログラムの開発が必要である。IESという標準化されたプログラムに基づいて各国がプログラム開発に臨むことが重要である。

すでにシンガポールではIESの導入を終え、実践段階に進んでいるといえよう。中国でも人材交流や人材派遣を通じた相互に承認可能な人材育成を推進している。そして、日本ではIESとの差異の解消に向けて、今後法改正に基づいたプログラムの改善が求められるところである。

アジア各国における共有可能な会計教育プログラムの開発と国際的な相互承認可能なシステムの構築を期待するものである。

【参考文献・URL】

- ・日本公認会計士協会年史編纂特別委員会編「公認会計士制度50年史－最近の15年－」日本公認会計士協会発行，2000
- ・羽藤秀雄著「新版 公認会計士法 日本の公認会計士監査制度」同文館出版，2009
- ・国見健介著「公認会計士の「お仕事」と「正体」がよ〜くわかる本」秀和システム，2015
- ・那須伸裕・松本祥尚・町田祥弘著「公認会計士の将来像」同文館出版，2015
- ・金融庁 公認会計士試験 合格者数調
http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_26_shirabe.pdf
- ・李文忠「中国財務ディスクロージャーと監査制度論－社会的アプローチ」日本監査研究学会『現代監査』No.14, 70～80頁，2004
- ・上海証券取引所 HP (<http://www.sse.com.cn/>)
- ・中国注册会计师協会 HP (<http://www.cicpa.org.cn/>)
- ・深圳証券取引所 HP (<https://www.szse.cn/>)
- ・日本経団連企業会計部会他「インド・シンガポールミッション報告」，http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/journal/pdf/1005_jicpa.pdf，2010
- ・長南伸明「シンガポール証券市場の概要」『情報センサー』Vol.58, <http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon->

library/publications/pdf/issue/info-sensor/2011/info-sensor-2011-03-07.pdf, 2011

- 木内達也, 江藤祐一郎, 関口俊克『シンガポールの会計・税務・法務 (第2版)』税務経理協会, 2012
- 渡場友絵 (2014-1)「シンガポールにおける新しい勅許会計士資格の創設について」『会計・監査ジャーナル』No, 706, 第一法規, 2014
- 渡場友絵 (2014-2)「英国勅許公認会計士協会 (ACCA) を中心とした英国の職業会計専門家団体の最近の動向について」『会計・監査ジャーナル』No, 709, 第一法規, 2014
- 国際取引所連合 <http://www.world-exchanges.org/>
- シンガポール勅許会計士協会 <http://isca.org.sg/>
- シンガポール QP <http://www.singaporeqp.com/>